

国立市いじめ防止対策推進基本方針

平成 2 7 年 2 月
国 立 市

はじめに

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。

国立市及び国立市立学校は、児童・生徒の尊厳を守るために、家庭や地域住民との連携の下、いじめ問題に真剣に取り組めます。そして、この取組が、人権に対する理解を深め、偏見や差別を無くし、ひいては地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童・生徒を守る意識の高揚につながるよう、この基本方針を定めます。

<国立市いじめ防止基本方針>

- 1 基本方針策定の意義
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解と防止
- 4 いじめ問題への基本的な考え方
国立市立小・中学校におけるいじめの防止等を推進するために
- 5 国立市立学校におけるいじめ防止等の取組
- 6 国立市におけるいじめ防止等の取組
- 7 いじめ防止等に関する国立市教育委員会の取組
- 8 その他

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権上の問題である。

国立市いじめ防止対策推進基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、国立市立学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）の対策を、児童・生徒の尊厳を保持するとともに、その発達を保障する目的の下、市・学校・家庭・地域住民その他関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や国立市いじめ防止対策推進条例（平成26年12月国立市条例第30号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

市の基本方針において「いじめ」とは、法及び条例で定めるとおり、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍している学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解と防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。

とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、児童等の声に耳を傾け、その最善の利益を保障し、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

国立市教育委員会（以下「教育委員会」という。）として、いじめの防止等を推進する基本的な考え方を以下に示す。

1 いじめを生まない・許さない学校づくりを行う

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」こと
の理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等
しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する
能力の素地を養う。
- (2) 児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業
や、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒が
いじめは絶対にゆるされないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

- (1) いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、
いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組
織的な対応を行う。
- (2) 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。
- (3) 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深
めておく。また、学校における組織的な対応が可能となる体制を整備する。
- (4) いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめ
られた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじ
められた児童・生徒を組織的に確実に守り通す取組を徹底する。また、いじめと
いう行為に至る児童等の抱えている問題の解決をめざす。
- (5) 学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分
がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に
伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発言を促すための児
童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応を進める

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員のいじめ問題への
鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、
学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組を進める

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速克つ的確に解決できる
ようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解
決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を
養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめ
の情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談し、必要に応じて専門家や関係
機関と連携するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 国立市立学校におけるいじめ防止等の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめ防止のための基本方針」及び市の基本方針を参酌し、学校の実情を踏まえた「国立市立学校いじめ防止基本方針」を定める（法第13条）。

2 いじめ防止等対策組織等の設置

(1) 学校は、校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第22条）。

(2) 学校は、校内におけるいじめ防止等の対策を推進するための担当者を置く。

(3) 重大事態が発生した場合には、教育委員会及び学校は、教育委員会の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（条例第10条）。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会等と連携して、学校いじめ防止基本方針に基づく「未然防止」「早期発見・早期対応」「重大事態への対応」の段階に応じた、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組の例を示す。

(1) 未然防止への取組

① 教職員の指導力の向上と組織的な対応

ア 学校いじめ対策委員会の設置

イ 学校いじめ防止基本方針の策定

ウ いじめに関する校内研修の実施

② 児童・生徒の規範意識の醸成と主体的な取組

ア 「いじめに関する授業」の実施

イ 道徳の授業等の充実

ウ 生徒間でいじめの防止と相談を図ることのできる生徒会等による主体的な取組と教職員の支援

③ 保護者・地域との連携

ア 保護者会を活用した情報の共有

イ 地域の方々との連携による児童・生徒の見守り

(2) 早期発見・早期対応の取組

① いじめの確実な発見（児童・生徒の実態把握）

ア 定期的な「いじめ実態調査」の実施

イ スクールカウンセラーによる全員面接

ウ 校内巡回等を通じた子供の観察と情報共有

② 被害児童・生徒及び加害児童・生徒等への対応

ア 被害の児童・生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

イ いじめを伝えた児童・生徒の安全確保

ウ 加害の児童・生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等

エ 他の児童・生徒への事実確認

オ 児童・生徒の主体的な取組による、加害児童・生徒を含めた安定した集団作り

③ 保護者・地域との連携

ア 保護者会での情報提供と相談体制の充実

イ P T A組織、学校関係者評価委員会、青少年地区育成会等の活用

ウ 地域の方々との連携による登下校時の見守りなどの実施

(3) 重大事態への対処

① 被害児童・生徒の保護・ケア

ア 複数の教員等による個別的な保護

イ スクールカウンセラーによるケア

ウ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等家庭状況の把握とケア

エ 適応指導教室への通級等の実施

オ 被害児童が学校生活を送りやすい環境の整備

② 加害児童・生徒への働きかけ

ア 被害児童・生徒と別室での学習の実施

イ いじめをやめさせ、再発を防止するための校内での指導

ウ 関係諸機関への連携、相談・通報

エ 必要に応じて専門家等を活用した心理的なケア

③ 他の児童・生徒へのケア・対応

ア 発達段階を踏まえた事実確認と内容の周知

イ 心理状況の的確な把握と専門家を活用した対応

ウ 被害児童・生徒や加害児童・生徒を含めた安定した集団作り

④ 教育委員会・関係諸機関との連携

ア 教育委員会への報告と連携

イ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

ウ 東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

⑤ 保護者・地域との連携

ア いじめ対策緊急保護者会の開催

イ 学校関係者評価委員会、青少年地区育成会等の活用

ウ 民生・児童委員等との連携

⑥ 教育委員会及び市長が実施する調査への協力

ア 法第28条に基づく調査

イ 法第30条に基づく再調査

6 国立市におけるいじめ防止等の取組

1 国立市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき「国立市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

2 国立市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

国立市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関として、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等から構成される「国立市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置する。

対策委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- (2) 学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決
- (3) 市又は学校が行ういじめの防止等のための対策への支援
- (4) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

3 国立市いじめ問題調査委員会の設置

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項に基づき教育委員会又は学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「国立市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

7 いじめ防止等に関する国立市教育委員会の取組

1 相談体制の充実

国立市教育相談室における来所、電話等の相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、国立市外を含む相談先について定期的に児童・生徒、保護者等に周知する。

2 関係機関等と連携した取組の推進

児童・生徒の健全育成に関わる児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、いじめの防止等の取組を推進する。

3 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

国立市教育センター、国立市学校支援センター等と連携した、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力をつけるための人権感覚や児童・生徒理解を高める教職員の研修の充実を図り、学校のいじめ防止等の組織体制づくりを支援する。

4 児童・生徒による主体的な取組の支援

学校において、児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組や、児童・生徒によるいじめ防止の主体的な取組を支援する。

5 多様化深刻化するいじめ等に対する対策の推進

例えばインターネットを通じて行われるいじめ等について情報モラル教育の充実や保護者に対する啓発等、関係諸機関と連携した効果的な対処ができるような取組を推進する。

6 啓発活動

教育委員会広報誌等を活用した、いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

7 いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及するとともに、いじめ防止等に活用する。

8 その他

教育委員会は、市の基本方針に基づくいじめ防止等の取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

市の基本方針等については、必要に応じて見直しを図り、いじめ防止等の取組が効果的に実施されるようにする。